

級五	級六	級七
一 一眼が失明し、他眼の視力が○・一以下になつたもの	二 神經系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	一 下肢をひざ関節以上で失つたもの
三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	四 両足をリストフラン関節以上で失つたもの	二 両手の手指の全部の用を廃したもの
五 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	六 両足をリストフラン関節以上で失つたもの	三 両足を足関節以上で失つたもの
六 両手の母指以外の四の手指を失つたもの	七 両手の母指を含み三の手指を失つたもの	四 両手の母指を含み三の手指を失つたもの

十一	胸腹部臓器の機能に障害を残し、衣服を脱ぐことができない程度のもの
十二	一手の母指又は母指以外の二の手指を失つたもの
十三	一手の母指を含み二の手指の用を廃したもの又は母指以外の三の手指の用を廃したもの
十四	一脚の第一の足指を含み二以上の足指を失つたもの
十五	一脚の足指の全部の用を廃したもの
十六	外貌に相当程度の醜状を残すもの
十七	生殖器に著しい障害を残すもの
一	一眼の視力が○・一以下になつたもの
二	正面視で複視を残すもの
三	咀嚼 ^{くしゃく} 又は言語の機能に障害を残すものの
四	十四歯以上に對し歯科補綴 ^{ヒサイ} を加えたもの
五	両耳の聽力が一メートル以上の距離で普通の話声を解することができる程度に
六	両耳の聽力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの
七	一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの
八	一脚の第一の足指又は他の四の足指を失つたもの
九	一脚の第一の足指を三センチメートル以上短縮したもの
十	一脚の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの
十一	一脚の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの
一二	両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
一三	一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
一四	十齒以上に對し歯科補綴 ^{ヒサイ} を加えたもの
一五	両耳の聽力が一メートル以上の距離で普通の話声を解することができない程度になつたもの
一六	一脚の聽力が四十センチメートル以上の距離で普通の話声を解することができない程度になつたもの
一七	脊柱に変形を残すもの
一八	一手の示指、中指又は環指を失つたもの
一九	一脚の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの

級四十	級三十	級二十
二 二 三 三	十 十一 十二 十三 十四	十 十一 十二 十三 十四
まつげはげを残すもの	胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
第三の歯科補綴を加えたもの	七歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
第一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの	一耳の耳殻の大部分を欠損したもの 鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの	五歯以上に対し歯科補綴を加えたもの
第一足の第三の足指以下の一部を失ったもの	上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの	六歯以上に対し歯科補綴を加えたもの
第一足の第二の足指を失ったもの	下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの	七歯以上に対し歯科補綴を加えたもの
第一足の母指の指骨の一部を失ったもの	長管骨に変形を残すもの	八歯以上に対し歯科補綴を加えたもの
第一足の小指を失ったもの	一手の小指を失つたもの	九歯以上に対し歯科補綴を加えたもの
第一手の示指、中指又は環指の用を廢したもの	正面視以外で複視を残すものの足指を含み二の足指を失つたもの又は第三の足指以下の三の足指を失つたもの	十歯以上に対し歯科補綴を加えたもの
第一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの	両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの	十一歯以上に対し歯科補綴を加えたもの
第一眼の視力が〇・六以下になつたものの正面向視以外で複視を残すもの	両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの	一二歯以上に対し歯科補綴を加えたもの
胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	一手の小指の用を廢したもの	一三歯以上に対し歯科補綴を加えたもの
第一手の母指の指骨の一部を失つたもの	一下肢を一センチメートル以上短縮したもの	一四歯以上に対し歯科補綴を加えたもの
第一足の第三の足指以下の一部を失つたもの	第一足の第二の足指の用を廢したもの、第一の足指を含み二の足指の用を廢したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廢したもの	一五歯以上に対し歯科補綴を加えたもの

別表第三（第三条関係）	介護を要する状態の区分	常時介護を要する状態	随時介護を要する状態	もの
九 局部に神経症状を残すもの	七 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの 八 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの	六 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失つたもの 五 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 四 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの	三 別表第一の一級の項第三号又は別表第二の一級の項第三号に該当する障害 二 別表第一の一級の項第四号又は別表第二の一級の項第四号に該当する障害 一 別表第一の二級の項第二号又は別表第二の二級の項第三号に該当する障害	三 前二号に掲げるもののほか、別表第一の一級の項又は別表第二の一級の項に該当する障害であつて、前二号に掲げるものと同程度の介護を要するもの
八 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの	七 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの 八 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの	六 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失つたもの 五 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 四 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの	三 別表第一の一級の項第三号又は別表第二の一級の項第三号に該当する障害 二 別表第一の一級の項第四号又は別表第二の一級の項第四号に該当する障害 一 別表第一の二級の項第二号又は別表第二の二級の項第三号に該当する障害	三 別表第一の一級の項又は別表第二の一級の項に該当する障害であつて、前二号に掲げるものと同程度の介護を要するもの
九 局部に神経症状を残すもの	七 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの 八 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの	六 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失つたもの 五 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 四 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの	三 別表第一の一級の項第三号又は別表第二の一級の項第三号に該当する障害 二 別表第一の一級の項第四号又は別表第二の一級の項第四号に該当する障害 一 別表第一の二級の項第二号又は別表第二の二級の項第三号に該当する障害	三 別表第一の一級の項又は別表第二の一級の項に該当する障害であつて、前二号に掲げるものと同程度の介護を要するもの